

詳細版

令和 7 年度 福岡市の農業施策に関する意見書

令和 7 年 12 月 3 日

福岡市農業委員会

意見書の提出にあたって

農業は、国民の主食である米をはじめ、麦、野菜、果実、食肉等の食料や花卉等を生産する国の根幹をなす産業であり、農地についても、国土及び自然環境の保全、災害防止や良好な景観の形成等、国民の生活を支える多面的な機能を有しています。

しかし、我が国の農業を取り巻く環境を見てみると、農業従事者の高齢化、後継者・新規就農者の不足、狭い国土での非効率的な生産による農業収入の低迷、異常気象等に左右される不安定な収穫量、耕作放棄地の増加、有害鳥獣による農作物被害拡大等非常に厳しいものがあります。さらに、国際情勢による影響などにより、エネルギー資源をはじめ、農業資材の価格高騰が起こるなど、農畜産物の生産に多大な影響を与えております。

米価の高騰が深刻な問題となり、国民の関心が急速に高まる中、食料安全保障の観点から、農業者が適正な利益を得て生産を持続できる価格水準や所得を維持することの重要性が消費者の間でも認識され始めており、農業の価値や役割に対する社会的な理解の深化が期待されます。

このような中、国においては改正食料・農業・農村基本法に基づく、初の「食料・農業・農村基本計画」を定め、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めるとして、水田政策の根本的な見直しや地域計画に基づく農地の集積・集約化、サステイナブルな農業構造の構築のための49歳以下の担い手の確保、生産コストの低減を図るためのスマート農業技術の導入・DXの推進などに取り組むことが盛り込まれています。

本意見書は、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進を柱とした「農地等の利用の最適化の推進」に日頃から密接にかかわり、農地、農業従事者の実情を知る農業委員会が今後の推進を効率的かつ効果的に実施するにあたり、必要な施策について提出するものです。

福岡市では、農業経営主の平均年齢は令和6年度に73.7歳と、年々高齢化が進むとともに、認定農業者数は減少傾向にあり、将来の担い手となりうる新規参入者への支援については、既存の枠組みにとらわれず、施策を検討する必要があると考えます。

他方、耕作放棄地については、再生に多大な労力と経費を要し、再生後の維持にあたっても、非効率かつ有害鳥獣対策が必要な箇所が多く、荒廃化を抑止するためには、従前の利用とは異なる利用など発想の転換が必要であると考えます。

福岡市では、これらの課題を踏まえ、農林業総合計画に基づき様々な施策に取り組まれることだと思いますが、生産基盤である農地の持続的な利用を支えるとともに、後継者が育つような環境整備、農業経営の安定・向上に取り組んでいただき、新鮮で安全な農畜産物の安定供給を図っていただくことをお願いします。

福岡市の農地等利用最適化推進施策に関する意見について

Ⅰ 担い手への農地利用の集積・集約化

(1) 農地利用の集積率向上に寄与する担い手の育成

○担い手への農地利用の集積・集約化を推進しているが、ここ数年は、担い手である認定新規就農者については横ばい、認定農業者は微減の状況にある。小規模農家が多いことや、大規模化・集約化が困難な農地が多いことなどの福岡市の現状を踏まえ、農地利用の集積率向上に向けては、定年帰農者や半農半Xなどを含めた多くの農業者を地域の多様な担い手として育成すること。また、これら多様な担い手の機械・施設等の導入を支援すること。

(2) 利用権設定の円滑化

○農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、利用権設定は相対での貸借が中間管理機構を介した貸借に一本化された。更なる集積・集約化を促進するためにも利用者の負担軽減や事務の効率化を図り、利用権設定を円滑に行える運用とするよう県や農地中間管理機構に働きかけること。

(3) スマート農業の推進

○高齢化や労働力不足、気候変動など現代の農業が直面する様々な課題を解決し、持続可能な農業を実現するにはスマート農業の推進が不可欠である。また、若者にとって親和性が高く、農業の魅力向上による若者の参入促進に繋がることも期待できる。幅広い農業者への普及・実装に向け、新規技術の導入促進及び機械・施設への導入支援を図ること。

2 遊休農地の発生防止・解消

(1) 共同で農業経営ができる仕組みづくり

○後継者がいない農家の場合、経営主の高齢化等により農業の経営は限りがあり、離農による農地の遊休化が危惧される。地域によっては個人完結の農業は近い将来限界を迎えることが予想され、農業経営の共同化や法人化、機械の共同利用やリース利用、小規模農家や兼業農家など幅広い農業者への支援など地域の実情に応じた仕組みづくりについて、他自治体の事例などを参考にし、検討すること。また、「未来へつなげる農村の担い手支援事業」については、対象となる機械にアタッチメントを含めることや、作付面積の要件を緩和することなど、より使いやすい仕組みとするとともに、補助金額の引上げを検討すること。

(2) 中山間地域における遊休農地対策

○平地に比べ、中山間地域においては、深刻な担い手不足に直面しており、荒廃農地の増加が深刻化している。農地を国土の保全や水源のかん養、そして自然環境の保全と良好な景観の形成など中山間地域が持つ多面的機能の重要性やその価値を改めて評価し、観光・サービス業をはじめ他の分野と連携するなど有効な施策を検討すること。

○中山間地域等直接支払制度の対象農地が農業振興地域の整備に関する法律に定める農用地区域内に存する一団の農用地に限定されており、中山間地の農地が広く対象となるよう見直しについて国に要望すること。

(3) 遊休農地の活用

○遊休農地の活用については、近年、都市住民の市民農園や体験農園などのニーズが高い傾向にあることから、市民農園の開設を希望する農業者の支援を行うとともに、利用者の利便性を向上させるための駐車場やトイレ等の整備費用、固定資産税の増など開設者負担が大きいため、引き続き支援を行うこと。

また、農地活用促進プロジェクトについては、今年度の実証結果をもとに事業を継続・充実すること。

(4) 耕作放棄地の解消

○耕作放棄地再生事業を継続して実施し、耕作放棄地の解消を図ること。

3 新規参入の促進

(1) 新規参入者等の支援のあり方の検討

○農業経験のない新規参入希望者が増加していることから、引き続き就農相談に丁寧に対応していくとともに、アグリチャレンジ等の農業研修により、農業に関わる実践的知識・技術の習得や経営者能力の涵養などを図ること。

○若者の新規就農を促すためにも、農業者の所得向上に資する具体的な取組みを充実させること。

○将来の担い手として、また、今後の農地利用の集積・集約化の推進役としても期待される農家子弟が、家業の継承と経営規模拡大への意欲を高めるとともに、円滑な経営継承のため国の既存事業及び新設された事業等を広く活用できるよう関係機関と連携して情報の周知等に取り組むとともに、更なる支援の強化に取り組むこと。

- 新規参入者(退職者や半農半X等を含む)の経営が早期安定し、適正な農地管理が継続できるよう、初期投資を支援するとともに、県やJAと連携し、農業技術の向上に向けた持続的かつ実践的な支援や農業経営の相談窓口の充実及び効果的な周知を図ること。
- 福岡市の一定の地域においては、規制緩和により地域外住民でも住宅等の建築は可能になっているが、農業を志す新規参入者の借家は依然少ない状況にある。借家や農業機械、農業用倉庫等の情報については、ホームページの活用による積極的な提供など、新規参入者の定住と就農しやすい環境づくりに向けた支援について検討すること。

4 福岡市農林業総合計画の着実な実施

- 農林業総合計画の着実な実施をお願いするとともに、特に農業委員会と関わりの深い農地利用の最適化(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の解消、新規参入の促進)について、地域計画の実現を目指して、農業委員会と連携して取組を進めていただきたい。
- また、次期計画の策定にあたっては、みどりの食料システム戦略や新食料・農業・農村基本計画を踏まえつつ、福岡市の実情に沿った持続可能な農業の実現に向け、農業者の意見を丁寧に聞きながら検討を行うこと。

福岡市の農業振興施策に関する意見について

Ⅰ 農業経営の安定化と生産振興

(1) 生産者による販路開発を支援する研修等の充実

○販売方法についての知識習得を望む生産者に対し、販売経路の開発（直売所やインショップ等）支援について十分に広報を行い、充実を図ること。

(2) 生産コストをふまえた適正な価格形成

○エネルギー資源や資材高騰を始めとしたコストの上昇により、農畜産物の生産に多大な影響が出ている。改正食料・農業・農村基本法を踏まえた食品等流通法及び卸売市場法の改正により、食料システム法に基づく合理的な費用を考慮した価格形成などの検討が進められているところであり、農畜産物の価格形成について、詳細な制度設計に基づいた具体的な仕組みとなるよう国に働きかけること。

○野菜・花き生産安定事業の基準価格について、合理的な費用を考慮した価格形成を促進するためのコスト指標も考慮したものとするよう検討すること。

(3) 有害鳥獣対策の強化

○イノシシ等の対策として、すでに実施されている以下の支援施策について引き続き支援を図るとともに、希望者には迅速な対応をすること。さらには個体数の減少に繋がる抜本的対策を図ること。

- ・箱わなの貸し出し
- ・ワイヤーメッシュや電気柵の設置費用に対する補助
- ・その他 駆除活動に対する支援

○アナグマ、サル、カラス、シカ等の有害鳥獣に対しても、生息調査と集中捕獲などの個体数減少に向けた対策を検討すること。

○他の自治体においては、捕獲から運搬、ジビエ利用まで有害鳥獣対策を民間会社に委託する事業が実施されている。福岡市では箱わなの貸し出しを行っており、農家の負担軽減のため、有害鳥獣捕獲後の処分について委託などの支援策を検討すること。

(4) 有機農業等の推進

○牛ふん堆肥などを活用した有機農業や減農薬・減化学肥料に取り組む農家への支援を強化するとともに、有機肥料を生産する畜産農家への支援についても検討すること。

○有機農産物の販売促進のためPR活動に取り組むこと。

2 6次産業化・ブランド化の推進

(1) 規格外農畜産物等を活用した6次産業化や地域ブランド化の推進

- 規格外農畜産物を活用した加工品の企画や商品開発を大学や企業と連携して強化するなど、6次産業化や地域ブランド化を推進すること。

3 都市部の農地の有効活用

(1) 生産緑地制度活用の周知

- 都市住民のニーズに即した農業生産が行え、災害時の防災空間など多様な機能を有する都市農地の有効な活用を図るとともに、安定的な都市農業の継続を図るため、生産緑地制度を活用することのメリット等、生産緑地の拡大に向けた周知を行うこと。

(2) 都市部の農地の活用

- 都市部の農地については、法や制度に基づき、市民農園等としての活用が可能であることから、現在活用されていない農地の有効活用を図るため、市街化区域内の農地所有者へ法や制度の周知を行うこと。

- 市街化区域においても、農地の貸借が円滑に進むような取組みについて検討すること。

- 都市部の農地は、防災空間の確保や都市に緑を提供することで景観形成及び生物多様性を維持するなど、豊かな都市生活の実現に寄与することから、その保全と宮農継続のために新たな支援を検討すること。

4 生産基盤の維持・活用等

(1) 農業者の減少や高齢化に対応した農業用施設の管理支援

- 農業者の減少、高齢化により、これまでどおりの利用者による農業用施設の維持管理は限界に近づきつつある。現在、急斜面の除草作業など一部で、市による管理支援が行われているが、さらなる農業者の減少も念頭に、持続可能な管理の仕組みについて、他都市の事例等も参考に早急に検討すること。

(2) 農道の整備などの基盤整備等に係る予算の充実

- 農道、ため池、水路、井堰など農業用施設は、自然環境の保全や災害の防止などの多面的機能を持つが、老朽化に加え、気候変動による大雨被害が発生している状況から、その機能の維持、改良が課題となっている。事故防止の安全対策を含め、これら施設の基盤整備や改良、維持管理に関する予算を充実すること。

5 農村環境の維持

(1) ごみの不法投棄を防止する警告板の増設等やパトロール強化

6 地産地消と食農教育の推進

(1) JAと連携しての学校給食における米・野菜等市内産農産物の活用拡大

○学校給食の市内産農畜産物の活用については、引き続き利用拡大を推進すること。

(2) 学童菜園等による食農教育の推進

○子どもをはじめ市民が自然の恩恵や農家・農業への理解と関心を深め、食への意識を高めていけるよう、学童稻作や学童菜園などの食農教育について教育委員会と連携し、より一層の充実を図ること。

7 農福連携の推進

(1) 障がい者の活躍の場の提供

○農畜産物の生産活動への従事など障がい者の活躍の場を提供することにより、障がい者が生き生きとした日常を過ごすことができるよう、障がい者施設や関係局と連携しながら推進すること。

8 その他

(1) 農業委員への女性登用

○国が定めた第5次男女共同参画基本計画では、農業委員に占める女性の割合について30%を目指すことを目標としている。次期の農業委員の改選にあたり、積極的に女性を登用すること。